

## ○筑紫野市地域コミュニティ推進条例

(平成 28 年 3 月 31 日条例第 17 号)

改正 平成 30 年 10 月 9 日条例第 29 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、筑紫野市の発展の基礎である地域コミュニティについて基本理念を定め、市及びコミュニティ運営協議会の役割を明らかにするとともに、市の支援等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ継続的に地域コミュニティづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ おおむね小学校区域における自治会、町内会その他の地縁団体及びまちづくり、子育て、防犯等に関する機能団体が、それぞれの特性を生かしながら様々な地域の課題に取り組み、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会をいう。
- (2) コミュニティ運営協議会 地域コミュニティづくりを目的とする団体で、別表に定めるものをいう。
- (3) 地域まちづくり計画 地域コミュニティ活動を継続的かつ計画的に実施するためにコミュニティ運営協議会(以下「協議会」という。)が策定する方針及び中長期的な事業計画をいう。
- (4) 補完性の原理 個人の自立に基礎を置き、個人でできることは自助として個人で解決し、個人で解決できないことは共助として地域、NPO 等が解決し、それでも解決できない場合に公助として市が解決するという考え方をいう。

### (基本理念)

第 3 条 地域コミュニティづくりは、市民の自発的かつ主体的な取組によって行われるものとする。

2 地域コミュニティづくりは、市民と市とが対等な関係で、相互に役割を理解し、協働して行われるものとする。

### (市の役割)

第4条 市は、前条に規定する地域コミュニティづくりの基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、市民の自主性を尊重しつつ、地域コミュニティづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない。

2 市は、地域コミュニティが目指すべき姿について協議会と協議し、地域コミュニティ基本構想として定めるものとする。

3 市は、地域コミュニティ基本構想に基づき市が行う施策について地域コミュニティ基本計画として定めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、地域への関心を高めるとともに、地域コミュニティづくりの推進に努めるものとする。

(協議会等の役割)

第6条 協議会は、地域住民、地域で活動する各種団体等の交流と支え合いを通して、地域コミュニティづくりに資する活動に主体的に取り組むものとする。

2 協議会及びその構成団体等(以下「協議会等」という。)は、地域課題の解決に向けて取り組むとともに、地域活動を通して地域の活性化に取り組むものとする。

3 協議会等は、自らの活動について情報を発信するとともに、地域住民と情報交換を行い、活動内容が地域住民に理解されるよう努めるものとする。

(役割分担)

第7条 市と協議会等との役割分担は、補完性の原理に基づくものとする。

(協定書)

第8条 市と協議会は、地域コミュニティづくりを推進するために必要な事項を協議し、協定書を交わすものとする。

(地域まちづくり計画の尊重)

第9条 市は、地域コミュニティづくりの推進のために必要な施策の策定及び実施に当たっては、協議会が策定した地域まちづくり計画を可能な限り尊重するものとする。

(協議会への支援)

第10条 市は、地域コミュニティづくりを推進するため、協議会に対して財政支援その他必要な支援を行うことができる。

(事業に係る措置)

第 11 条 市は、地域において処理する方が効果的に行い得る事業、地域の自立に資することができる事業その他地域において処理することが適当と認められる事業を協議会に委ねることができる。この場合において、市は、当該事業について必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 9 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市地域コミュニティ推進条例の規定は、平成 30 年 5 月 19 日から適用する。

別表(第 2 条関係)

団体の名称	団体の区域(行政区名)
二日市コミュニティ運営協議会	都府楼団地・杉塚・塔原・六反・本町・入舟・宮田町・京町・曙町・松ヶ浦・中央・栄町・昭和・鳥居・次田・大門・大坪・湯町・武蔵・上古賀・天拝坂
二日市東コミュニティ運営協議会	紫・天神・東町・旭町・東新町・紫ヶ丘・俗明院・石崎・針摺・針摺東・若葉団地・中原団地・朝倉街道団地
山口コミュニティ運営協議会	平等寺・山口・萩原・古賀・立明寺・むさしヶ丘
御笠まちづくり協議会	柚須原・香園・本道寺・大石・原・宮の森・ゴルフ場団地・みかさ台・西吉木・東吉木・上阿志岐東・上阿志岐西・中阿志岐・下阿志岐・天山・牛島
山家コミュニティ運営協議会	山家 1 区・山家 2 区・山家 3 区・山家中央区・山家 6 区・山家 7 区・山家 8 区・山家 9 区
筑紫よかまち協議会	城山・筑紫・筑紫駅前通・若江・下見一・美咲・岡田・諸田・常松・永岡・桜台
筑紫南コミュニティ運営協議会	原田・隈・西小田・光が丘・馬市・美しが丘北・美しが丘南